

令和 7 年度
社会福祉法人大子町社会福祉協議会 事業計画

【基本方針】

少子高齢化による人口減少は深刻さを増しており、ひとり暮らしの高齢者世帯が増加するなか、人と人とのつながりは希薄になり、支え合いの基盤が脆弱化するなど、地域ごとに複雑化・多様化した課題を抱えこれまでの制度では対応が困難なケースが顕在化しています。

このような中、国においては社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、自治会やボランティア団体をはじめ、多くの地域住民が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現に向けた取り組みが進められています。

そして、地域共生社会推進の観点から、市町村における包括的支援体制の構築を進めるため、住民全ての人を対象とした相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行う「重層的支援体制整備事業」が創設されました。属性等にとらわれず一人一人が望む生活を送るために必要なことについて考えるときに重要となるのが「自助、互助、共助、公助」の考え方であり、地域共生社会においては特に自発的な支え合いである「互助」が重要になります。今後、当社会福祉協議会は、より多くの住民が気軽に地域づくりに参加し、多様な活動が自然に生まれてくるような働きかけを行い、個人が自発的に参加したいと思える場づくりに取り組んでいく必要があります。

こうした現状をふまえ、当社会福祉協議会としては、「だれもが安心してくらせる地域づくり」を実現するため、地域住民と協力して取り組む地域福祉事業や障害者総合支援法に基づく事業、高齢者の在宅生活に重要な役割を担っている訪問介護事業、さらには行政から受託している子育て支援事業等を継続して運営するとともに、地域が抱える様々な生活課題を的確に捉え、地域の方々やボランティア・行政・医療機関・関係団体との一層の連携を図りながら、支援が必要な人や支援が届いていない人を見逃すことなく受け止め、断続的な支援を行いながら、不足する社会資源の創設・改善に取り組み、住民主体の地域づくりを進めてまいります。

以上の方針に基づき、次の事業を実施します。

【事業内容】

I 地域福祉事業

1. 法人運営事業

- (1) 理事会・評議員会・監査の実施
- (2) 会費・寄付金・受託金・事業収入等による財源の確保
- (3) 行政機関・団体及び福祉施設との連携強化
- (4) 職員の資質向上を図るため各種研修会等への参加

2. ボランティア活動の推進【町補助事業（一部）】

- (1) ボランティアの育成及び実践活動支援

- (2) ボランティア連絡協議会の運営
- (3) ボランティア研修等への開催及び参加
- (4) ボランティア保険の加入促進
- (5) 学生及び住民を対象としたボランティアスクールの開催

3. 地域福祉活動推進事業

- (1) 在宅介護用品等の貸出し（車いす対応福祉自動車、車いす、介護用ベッド等）
- (2) 権利擁護推進事業
 - ・ 短期預かりサービス事業
 - ひとり暮らし高齢者、障がい者等を対象に、入院や短期入所利用時等の緊急時のほか、金銭管理の不安がある場合に、書類等を一時的に預かるサービスを提供
 - ・ 成年後見制度に関する相談支援及び啓発の実施
- (3) 地域づくり講演会の実施
- (4) 地域福祉活動計画の策定
- (5) あんしんコール事業の実施（ひとり暮らし高齢者の不安、孤独感の解消）
- (6) 福祉に関する啓発活動の強化
 - ・ 広報紙「福祉だいご」や各事業啓発チラシの作成・発行
 - ・ ホームページやSNSなどを活用した啓発活動
- (7) 福祉団体との連携及び事業への協力・支援
 - 【社会福祉協議会事務局が担当している福祉団体】
 - ・ 大子町老人クラブ連絡協議会 ・ 大子町身体障害者福祉協議会
 - ・ 大子町遺族連合会 ・ 大子町更生保護女性の会
- (8) 総合相談支援
 - ・ 福祉に関することのほか、生活上の悩みや不安等も含め、様々な相談を総合的に受付し、適切な相談先の紹介や解決に向けた情報提供を実施
 - ・ 地域の福祉関係者や福祉関係機関からの相談受付
 - ・ 相談者が気軽に相談できるような環境づくりの整備

4. 共同募金配分金事業

- (1) 一般募金配分金事業
 - ・ 高齢者福祉活動の推進
 - 単位老人クラブ団体の育成・支援、スポーツ等の推進、友愛訪問活動の推進等
 - ・ 障がい者（児）福祉活動の推進等
 - 障がい者団体及び特別支援学校の育成・支援、障がい者（児）在宅支援等
 - ・ 児童・青少年福祉活動の育成
 - 「子育て十章」の配布、児童・生徒の社会参加活動、総合学習への協力・支援、体験学習のための福祉用具貸出し（車椅子・疑似体験セット・点字セット等）等
 - ・ 母子（父子）福祉活動の推進

- ひとり親家庭等児童小学校入学祝の贈呈等
- ・福祉育成・援助活動の推進
 - 地域福祉活動推進事業に対する助成金の交付等
- ・ボランティア活動・育成の推進
 - 町内全小学校、中学校、高等学校、特別支援学校に対する助成金の交付等
- (2) 歳末たすけあい募金配分事業
 - ・80歳以上のひとり暮らし高齢者へおせち品の配付
 - ・障害者福祉施設・高齢者福祉施設の歳末事業に対する助成金の交付
- (3) 緊急配分金事業
 - ・被災世帯への見舞金の配付
- (4) 赤い羽根共同募金運動及び歳末たすけあい募金運動への協力

5. 善意銀行の運営

善意金品の預託受付及び寄付者の希望に沿った払出しの実施

- ・車いす対応福祉自動車の維持、管理
- ・75歳以上ひとり暮らし高齢者へ安心箱の配付
- ・児童福祉施設等への遊具等の配分
- ・災害見舞金の配分
- ・生活困窮者への支援
- ・生活つなぎ資金の貸付

6. 日常生活自立支援事業【県社協受託事業】

判断能力が不十分な認知症高齢者・障がい者等を対象とした福祉サービス利用援助や金銭管理サービス等の提供

7. 生活福祉資金貸付事業【県社協受託事業】

- (1) 高齢者・障がい者・低所得世帯の自立への資金貸付及び償還指導
- (2) 失業者世帯の自立への資金貸付及び償還指導
- (3) 滞納者の督促相談の実施
- (4) 新型コロナウイルス感染症の影響による特例貸付者に対するフォローアップ支援

8. 介護用品事業【町補助事業】

- (1) 介護用品宅配事業
 - ・介護用品を使用している要介護者等を対象に、カタログから選んだ介護用品を上限の範囲内で自宅へ配送
- (2) 介護用品購入費助成事業
 - ・入院等で宅配事業を利用できない対象者が介護用品を購入した場合、上限額の範囲内で助成金を交付

9. 地域支え合いサービスセンター事業「さとも」【町補助事業】

高齢者や障がい者等（利用会員）を対象とした地域住民（協力会員）による有料の家事援助サービスの提供

II 障がい福祉サービス事業

10. 就労継続支援事業所の運営

障害者総合支援法に基づき、在宅の障がい者が通所し、作業・生活・機能訓練等を継続的、計画的に実施する自立支援サービスの提供

- ・ 大子福祉作業所（若草共同作業所と統合）
- ・ 事業所の所在地の変更

（大子町下野宮1683-1 旧大子北デイサービスセンター跡地）

11. 特定相談支援事業所の運営【町指定事業所】

障害者総合支援法に基づき、障がい者等がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活や社会生活を営むことができるように配慮した計画相談事業の実施

- ・ 障がい者（児）等からの一般的な相談支援
- ・ サービス等利用計画の作成

12. 日中一時支援事業

障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等の日中における活動の場の提供による家族の介護負担を軽減するための支援等

III 介護保険サービス事業

13. 訪問介護事業所の運営【介護：県指定事業所、障がい：町指定事業所】

(1) 訪問介護事業（要介護者支援）及び介護予防・日常生活支援総合事業訪問型サービス事業（要支援者支援）の実施

- ・ 自分や家族だけで日常生活を営むことが難しくなった要介護者等を対象とした入浴・排泄・食事などの介護支援や調理・洗濯・掃除などの家事支援の提供等

(2) 居宅介護（障がい者（児）支援）の実施

- ・ 障がいのある方を対象とした介護支援や家事支援の提供及び介護する家族等の介護負担を軽減するための支援等

IV 受託事業

14. 大子町文化福祉会館『まいん』指定管理事業

地域住民の交流を促進、教育文化の振興、福祉の増進及び観光の振興を図るため、利用者の利便性や安全性に配慮した管理運営を実施

15. ふれあい・いきいきサロン事業

高齢者の健康・生きがいづくりの推進（介護予防・自立支援事業）

- ・中央型・地域型いきいきふれあいサロンの活動支援及び新規サロン立ち上げ支援
- ・いきいきヘルス体操教室の開催及びシルバーリハビリ体操指導士の活動強化
- ・湯ったり太子事業への協力

16. 太子町高齢者大学運営事業（太子シニアユニバーシティ）

高齢者を対象とした健康・生きがいづくり推進のための学習会の開催

17. 放課後児童クラブ事業

児童の健全な育成を図るため、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童を対象に小学校の授業終了後や長期休業等に適切な遊びや生活の場を提供

- ・だいが放課後児童クラブ（通年）及びふくろだ児童クラブ（長期休業日等）の開所
- ・だいが放課後児童クラブの所在地の変更（太子町太子460 だいが小学校内）

18. 子育て支援センター事業

就学前の子どもがいる家庭等を対象とした育児不安等についての相談指導や保育資源の情報提供、親子同士の交流の場等の提供による子育ての孤立化予防や子育て環境づくりの支援等

19. ファミリー・サポート・センター事業

乳幼児及び小学生等がいる保護者（利用会員）を対象とした地域住民（協力会員）による相互援助の子育て支援サービスの提供

20. 生活支援体制整備事業

生活支援が必要な高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を送るための支援体制づくり及び健康な方が要介護状態となることを予防するための体制づくりの推進